⑽　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒヤリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。競争参加資格確認資料等の提出時に「型枠工事の全て、鉄筋工事（鉄筋材料費を除く。）の全て、左官工事の全て」に対する直接工事費について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑾　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定技術者等からヒヤリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年11月29日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H25）高校新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

⑷　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成10年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建て以上、かつ延べ面積12,000㎡以上の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成10年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建て以上、かつ延べ面積3,000㎡以上の新設の建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格等を有する者であること。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】

・本工事の施工にあたり、関連する各種工事及び隣接する各種工事等を踏まえ、本工事の円滑かつ安全な進捗のための工程管理及び安全管理に関する配慮について

（着目点）

・本提案は、同一工事地区内に現に契約済の別途工事が複数あり、同時期に施工される予定であることから、各工事受注者間の調整をいかに効率よく確実に行うかということに着目した提案を求めるものである（関連工事として、当該建物の電気、機械、通信及び土木工事を計画。また、隣接工事として当該建物の東側に整備格納庫、西側に低層住宅の建設工事を計画しており、全てが同時期に施工される（以下、「関連工事等」という。）。）。

具体的な着目点としては、①作業員・資材の確保、②関連工事等との工程調整、③工期内に遅延が生じた際の工期内完成への施策、④現場管理者、技能者、作業員への安全教育、⑤重機等の接触及び転倒事故防止対策に着目し、項目（①～⑤）毎に１提案を求めるものである。

【技術提案②】

・コンクリートのひび割れを防止するための品質向上等にどのような配慮を行うか。

（着目点）

・本施設は住宅エリアに隣接する位置に建設することから外観、耐久性などに考慮する必要がある。

鉄筋コンクリート構造物に要求される性能を長期間にわたり確保する上でコンクリートの品質管理、ひび割れ抑制等についてどのような配慮を行うか、次の着目点のそれぞれについて提案を求めるものである。

具体的な着目点としては、①コンクリートの品質管理に関すること、②密実なコンクリートの打設に関すること、③かぶり厚さの確保に関すること、④コンクリートの養生に関すること、⑤コンクリートのひび割れ抑制に関することに着目し、項目（①～⑤）毎に１提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。